

3 月上旬号
2014 年

国際情報广场信息报

◇発行：東大阪市国際情報广场（毎月発行2次）〒577-8521 東大阪市荒本北1-1-1 市役所12階 文化国際課内
◇電話 06-4309-3311 FAX06-4309-3823 ◇http://www.city.higashiosaka.lg.jp/bunkoku/index500.html

※ 本信息报内容摘要将通过邮件发送。希望登录者请进入国际情报广场网页。

<p>2014 年度开始年末年始的放假日将改变</p>	<p>平成26年度から年末年始の休日が変わります</p>
<p>市政府及市相关设施的年末年始放假日将从以前的「12月30日～第二年的1月4日」改为「12月29日～第二年的1月3日」。</p> <p>随着市的年末年始放假日的改变,将伴随有市的其他设施休馆日的变动。请确认市网页上登载的内容。</p>	<p>市役所や市の施設の年末年始の休日をこれまでの「12月30日～翌年1月4日」から「12月29日～翌年1月3日」に変更します。</p> <p>市の年末年始の休日の変更に伴い、市の施設の休館日を変更します。該当する施設は市ウェブサイトに掲載していますので確認してください。</p>
<p>询问处:政策调整室 TEL 06-4309-3016 / FAX 06-4309-3847</p>	<p>問合先：政策調整室</p>
<p>麻疹・风疹混合预防接种</p>	<p>麻疹・風疹混合ワクチンを受けましょう</p>
<p>3月1日开始的一个月为儿童预防接种月。</p> <p>麻疹・风疹混合预防接种的第2期(2007年4月2日～2008年4月1日之间出生),请在3月31日之前接种,过了期限则需收费。</p> <p>在预防接种月内的3月1日(周六)和2日(周日),有的医院也可打预防针。详细内容请询问。</p>	<p>3月1日からは子ども予防接種週間です。</p> <p>麻疹・風疹混合ワクチン予防接種の2期(平成19年4月2日～平成20年4月1日生まれ)については、3月31日までの接種期間を過ぎると自己負担になります。</p> <p>予防接種週間中の3月1日(土)と2日(日)に接種できる医院もあります。</p> <p>詳しくはお問合せください。</p>
<p>询问处:健康推进课 TEL 072-960-3802 / FAX 072-960-3809</p>	<p>問合先：健康づくり課</p>
<p>即使没有收入也请办理所得申告</p>	<p>収入や所得がなくても所得申告をしてください</p>
<p>医疗保险费是根据收入所得来决定的。如果所得收入没有申告,则不能正确计算保险费及判断非课税家庭,因此可能会被收取高额保险费,以及影响高额疗养费的判断。</p> <p>已经做了确定申告或是市・府民税申告的人则不需要重复申告。</p>	<p>国民健康保険料は、所得額をもとに算定します。収入や所得の申告をしない場合は、保険料の算定や非課税世帯の判定が正しくできず、高額な保険料を請求することもあります。また、高額療養費の区別判定にも影響します。なお、確定申告や市・府民税の申告をされた方は必要ありません。</p>
<p>询问处:医疗保险室 保険料課 TEL 06-4309-3168/FAX 06-4309-3807</p>	<p>問合先：医療保険室 保険料課</p>
<p>小型摩托车・小型汽车等的废车事项</p>	<p>原付自転車・軽自動車などの廃車</p>
<p>当你准备报废、出售、转让小型摩托车・小型汽车时,或是被盗时,都必须办理申报手续。</p> <p>如果没有办理手续,即使不再拥有车辆,4月1日时只要你是车辆的所有者,小型车税仍旧必须由你支付。请务必在4月1日(周二)之前办理手续。</p> <p>请注意,根据车种的不同,办理手续场所也不一样。</p>	<p>原動機付自転車・軽自動車などをスクラップ廃車・売却・譲渡するときや盗難に遭ったときは、手続きが必要です。</p> <p>手続きをしないままにすると、車両がなくても4月1日現在の所有者に引き続き軽自動車税がかかってしまいますので、必ず4月1日(火)までに手続きしてください。</p> <p>手続きの場所は車両の種類により異なります。</p>
<p>询问处:税制课軽自動車税系 TEL 06-4309-3134 / FAX 06-4309-3810</p>	<p>問合先：税制課軽自動車税係</p>



<p>请一起来加入交通灾害・火灾的互助保险</p>	<p>こうつうさいがいきょうさい かさいきょうさい かにゆう 交通災害共済・火災共済に加入しましょう</p>
<p>2月17日(周一)开始受理预约。 ◇交通灾害互助保险(会费每人全年600日元) =死亡最高慰问金=200万日元 ◇火灾互助保险 (会费为每个家庭1股全年600日元 最多加入3股) =死亡抚恤金 每人1股 100万日元 详细内容请咨询。</p>	<p>がつ にち げつ よやくうけつけかいし 2月17日(月)から予約受付開始します。 こうつうさいがいきょうさい かいひ ひとり ねんかん えん ◇交通災害共済(会費は1人につき年間600円) しぼうさいこうみまいきん まんえん =死亡最高見舞金 200万円 かさいきょうさい かいひ せたい くち ねんかん えん ぐち か ◇火災共済(会費は1世帯1口につき年間600円で、3口まで可) しぼうちゆういきん くち ひとり まんえん =死亡弔慰金 1口あたり1人 100万円 くわ 詳しくはお問合せください。</p>
<p>询问处:市民总务室 TEL 06-4309-3158 / FAX 06-4309-3812</p>	<p>といあわせさき しみんそうむしつ 問 合 先 : 市民総務室</p>

大阪生活指南

V-2 自行车

4. 不拾自行车

即使看到有被扔弃的自行车,也可能是他人偷窃来之后扔在这里的。如果这辆自行车的车主已经报案的话,骑这辆自行车有可能被卷入麻烦。因此,请千万不要路拾自行车。

5. 交通规则

自行车原则上应在机动车道行驶。必须在机动车道的左侧靠边行驶。要与汽车一样遵守交通信号。禁止载人骑车。(但未满6岁儿童乘坐儿童用乘车座椅,且骑车人满16岁以上情况除外)

除标有可通行标志的人行道以外,原则上自行车不能在人行道行驶。如在机动车道行驶具有危险的话,可以在人行道行驶。这时应该在人行道靠机动车道的一边行驶。如果会妨碍步行者通行时,请暂时停车或下车。

夜晚骑车请务必点灯。大阪府禁止一边打手机电话,一边骑车的行为。

<摘自公益財団法人大阪府国際交流財団 OFIX 网页「大阪生活指南」>
<http://www.ofix.or.jp/plaza/index3.html>

V-2 自転車

4. 自転車を拾わない

たとえ自転車が捨ててあっても、それは誰かが盗んで放置している場合があります。自転車の盗難届が出ている場合、その自転車で乗っているとトラブルに巻き込まれることがありますので、自転車は拾わないようにしましょう。

5. 交通ルール

自転車の通行は車道が原則です。車道は左側端に寄って通行しなければなりません。車と同じように、信号も守らなければなりません。二人乗りは禁止されています。(ただし、6歳未満の幼児1人を、幼児用乗車装置に乗せて、16歳以上の人

が運転する場合を除く)
歩道は通行可の標識などがあるところ以外は原則通行できませんが、車道を通行することが危険な場合は、歩道を通行することができます。その時は、歩道の中央から車道寄りを通行し、歩いている人の邪魔になる時は、一時停止、又は自転車から降りてください。

夜間は必ずライトをつけて乗りましょう。大阪府では携帯電話で通話しながら自転車運転も禁止されています。

こうえきざいだんほうじんおおさかふくこくさいこうりゅうざいだん おおさかせいかつひけい
<公益財団法人大阪府国際交流財団 OFIX HP「大阪生活必携」より>
<http://www.ofix.or.jp/plaza/index3.html>

<p>东大阪市国際情報广场</p>	<p>提供行政信息、咨询指南等。严守秘密。免费咨询。 日本語、英語、韓国・朝鮮語、中文</p>	<p>Tel 06-4309-3311 Fax 06-4309-3823</p>
<p>大阪府外国人情報处</p>	<p>英語、韓国・朝鮮語、中文、西班牙语、葡萄牙語、菲律賓語、越南語、泰語</p>	<p>Tel 06-6941-2297</p>

